

## 翻 訳

戴 裔 焯 著

## 『宋代鈔塩制度研究』(6)

安 蕪 幹 夫

## 訳者まえがき

戴裔焯氏の著書である『宋代鈔塩制度研究』は、1957年に商務印書館から出版された。その後著者の校閲を経て、1981年3月に新1版として中華書局から出版されたのが本書である。訳者は先に第二編鈔塩制度の横的研究を翻訳した(「経済研究論集」〈広島経済大学〉16-2. 3. 4, 17-1. 2)。この度は第三編鈔塩制度の縦的研究を翻訳するものである。なお今回も沙鄭軍氏(本学大学院前期課程修了)が素訳を試みた。この場を借りて御協力戴いた沙氏に感謝申し上げたい。

## 第三編 鈔塩制度之縦的研究

## 第一章 交引塩制

一 入中折中與交引塩制積義

二 入中之嚆矢與利用茶塩折博之倡議者

三 解塩之通商與折博

(1)宋初解塩東西南三区之通商制度 (2)陝西州軍入中之優潤則例及紐筭  
 額塩方法

四 東南塩之通商與折博

五 川塩河東塩閩塩之折博

(1)川塩 (2)河東塩 (3)閩広塩

以上本号

六 折中倉與塩之折博

(1)折中倉建置之倡議者及其建置年代 (2)折中倉之規制及入中支塩則例

第二章 引鈔塩制產生存在與時代需要

一 入中制度之來由

二 折中制度之來由

三 引鈔塩制產生之歷史計因素

第三章 范祥鈔塩制

一 范祥鈔塩制產生之條件

二 范祥及其鈔塩制

(1)范祥之略歷 (2)范祥鈔塩制

三 范祥鈔塩制推行之阻力及其推行之效果

四 范祥鈔塩制成功條件之分析

第四章 鈔塩制之變遷與頹壞

一 薛向對於解塩之措置

(1)隴州府征收塩課 (2)減沿邊八州軍糶塩價 (3)改善畦夫待遇減少畦夫數額 (4)作小鈔壳解塩 (5)即永興軍置壳塩場

二 熙豐間鈔法之頹壞

(1)熙寧末鈔法頹壞之概況 (2)熙寧十年之改革 (3)改鈔以後之狀況

三 哲宗時鈔法之概況

(1)確定解塩鈔裁額為二百万緡 (2)陝西沿邊八州軍糶塩復范祥旧制

四 鈔塩制變遷與頹壞之剖析

第五章 鈔塩制及其功能之轉變

一 鈔塩制功能轉變之外觀

二 鈔塩制轉變之因素

三 崇寧初措置鈔法之講議司

附都省講議司提舉詳定參詳官姓名表

四 崇寧大觀間之鈔塩制

(1)蔡京改鈔法之嚆矢 (2)買鈔所之設置與換鈔法 (3)崇寧大觀間之貼納對帶循環法 (4)蔡京崇寧間對於鈔法之其他措置 (5)大觀末之改革

五 政和宣和間之鈔塩制

六 鈔塩制屢變之效果與影響

第六章 南宋鈔塩制度之推廣

一 南宋國用與鈔塩制關係之概觀

(1)南宋國用匱乏之一斑 (2)鈔塩制對於南宋財政上所負之任務

## 二 淮浙塩鈔法之紛更

(1) 淮浙塩鈔制之屢更 (2) 倉場支塩制度之罷復 (3) 淮浙塩之加餉

## 三 閩塩鈔制之推行及其罷止

(1) 福建鈔塩制與鈔塩錢 (2) 鈔法再行於福建及其罷止原因之剖析

## 四 兩広客鈔官般之起仆

(1) 兩広塩官売通商之經過 (2) 広西客鈔官般屢罷屢復理由之探討

## 五 趙開蜀塩引制

(1) 趙開及其引塩法 (2) 趙開引法之功效及其流弊

## 第七章 結論

一 鈔塩制與官般官売制對於宋代財政上所負任務之比較観

二 鈔塩制之發展與時代需要之關係

三 從鈔塩制研究所得之制度観

## 第三編 鈔塩制度の縦断的研究

## 第一章 交引塩制

## 一 入中、折中と交引塩制の解釈

吾々が宋代の交引塩制を明解にすることを欲するのならば、宋代各区の塩の通商情況を明解にしなければならなく、同時にまた「入中」と「折中」の制度を理解しなければならない。各区の塩の通商情況に関しては、後に分別して叙述することとし、ここではまず「入中」と「折中」及び相互の關係を説明する。

入中とは何を謂うのか？『宋史』175食貨志和糴に、これに関する解釈がある。

「河北又募商人輸芻粟於辺、以要券取塩及緡錢香藥宝貨於京師或東南州軍、陝西則受塩於兩池、謂之「入中」。

折中とは何を謂うのか？宋の李焘『統資治通鑑長編』30太宗端拱2年9月の条によれば、

「自河北用兵、切於饋餉、始令商人輸芻粟塞下、酌地之遠近而優為其直、執文券至京師、償以緡錢、或移文江淮給茶塩、謂之折中」。

と言っている。

『宋史』及び『長編』両書の「入中」と「折中」についての解釈を見れば、それらの意義には区別が無いようである。両説はともに、「入中」と「折中」の二つの意義を、混同して一つと為して論じている。実際、すなわち所謂「入中」は、商人が芻粟等物を政府に輸納する意味であり、これもまた「中納」或いは「入納」と称される所以である。芻粟或いは実錢或いは他物を入納しても、また塞下に於て或いは州軍に於て入納しても、在京榷貨務に於て或いは折中倉に於て入納しても、およそこの種の入納に関しては、みなこれを「入中」と称さなければならず、これらは宋代の載籍に在ってこれを照明することが出来る。

「折中」に至っては、即ち商人の入中貨物であり、その価格を優遇して、緡錢或いは茶塩香礬等物を以って折合して後に商人に償還することで、故にまたこれも「折博」と称されている。宋初、京師に折中倉を置いていたことから、その名は即ちこれに由来している。折中倉は淳化中に折博倉と改称され、従って「折中」と「折博」が同義なものである。だから「入中」と「折中」は、一事の両面であり、相互に連係があつて分割することは出来ない。

この種の錢と物、或いは物と物との交換の過程にあつては、要券—即ち交引—を以ってし、信用を得ている憑証とした。この種の媒介物を利用したる交易の手續きと過程を、吾々はこれらを称して交引制度と為した。その内でも、塩方面での折博に属しているものを称して交引塩制と為した。宋初の塩の通商貿易は、即ちこの種の制度を以って行い、このことによつて交引塩制を称して、塩の通商制度と為すのもまた仕様の無いことである。

本文においては、鈔塩制を説明したいが為に、范祥が鈔法を創める依然の交引塩制については分別して叙述しなければならない。范祥の鈔法は、初めは解塩に於て行われており、もともとは解塩の通商貿易に偏重していた。即ち范祥の鈔法は解塩の折博に偏重しているが、ただ鈔法を創める以前にあつて、交引塩制を行つたものは解塩だけではないので、故にみなこれを述べる。

## 二 入中の嚙矢と茶塩を利用しての折博の提議者

所謂「入中」は、京師榷貨務に金銀錢帛を入納することと、塞下で芻粟を入中することの二つの方面を指して言っており、宋代の塩の入中折博は、時間から見れば京師榷貨務での入中が最も早く、塞下での入中と京師折中倉での入中は、ともにやや後になる。解塩が最初に京師で入中されたことに関しては、次に別に詳しく述べるとして、京師折中倉での入中についてもまた別のところで叙述したい。

塞下での入中は、最初は河東、河北に於て行われ、馬端臨『文献通考』15 征榷考 2 の陳止齋の語を引いて、「雍熙二年(985)三月令河東北商人如要折博茶塩、令所在納銀、赴京請領交引、蓋辺郡入納筭請、始見於此」とある。『通考』はまた「雍熙後以用兵之饋餉、令商人輸芻粟塞下、増其直、令江・淮・荆湖給以顆末塩」と言っている。『宋史』183 食貨志茶上の記載と『通考』とは大体同じであり、辺郡での入中がこれから始まったとすることには疑問はない。

ただ探究するにあたって、塞下での入中は、折博する以前にはどうであったのか、茶塩を以って折博することを首唱した人物は誰であったのか？ これらのことについては説明の必要があるようである。茶塩を以って見銭に代替して支還することを提議した人物は、著者は劉式と李防であると考えている。

劉敞の『公是集』51 先祖磨勘府君の家伝によれば、

「劉式字叔度……太祖平江南、叔度隨衆入朝、見於殿下、党類數十人、上一一親閱視察問、皆罷遣、独叔度拜商水尉、遷絳州推官、又遷鴻臚寺丞、監潭州茶場、改大理寺丞、歳終奏課倍前人、太宗善之、立召還、対語便殿、改贊善大夫、復出知利豊監。是時初得并州、又絶和親、誅靈夏叛族、辺費多、有司不能給、頗以擾民。叔度通輕重、以謂此非長久之利、因奏曰…「唐・虞至治、懋遷化居、所以調有余不足、便民贍国。臣前在潭州、見茶積成山、或不能泄、歳久則皆焚棄、今利豊監積塩復多、有司無術以御之、但坐守視之耳。国家據山海之源而不能利用、辺寇小警、蒐敝補敗、輒以勞民、至上下空匱、甚非計也。臣請通茶塩之利、被之河北関中、国可益賦而財用足」、上異其言、即以駢召入問計策、語合意、因留判三司都磨勘司」

とある。

これを見れば、まず茶塩を利用して辺郡において入中された錢帛芻糧を折博することを提議したのは、劉式であることが分かる。しかし当時にはまた別にその名前を李防という者がおり、実際彼は淮南塩を利用して折博することを請う提案をなしている。『宋史』303李防伝によれば、

「淮南旧不禁塩，制置司請禁塩而官自鬻之，使兵夫輦載江上，且多漂失之患，防請令商人入錢帛京師或輸芻糧西北辺，而給以塩，則公私皆利，後采用之」

とある。

これによって即ち塞下での入中について、塩を以って折博することを提議した者は劉式と李防の二人である、ということに疑問はないということである。

### 三 解塩の通商と折博

(1)宋初、解塩の南西東三区の通商制度 宋代に交引を用いて取塩することは、辺塞での入中において行われたのが最初ではない。宋初には、塩は多くの場合官般官買であったとは言え、ただ五代の遺制を承けて、諸国を平定して以後も官売通商は依然として州郡の状況によって行われていた。

『宋史』181食貨志が、この点について発端して言及した。それによると、最初解塩の通商地分は、唐・鄧・金・商・均・房・襄・蔡・隨・郢・信陽・光化等12州軍であり、即ち所謂南塩は、

「許客於在京權貨務入中金銀錢帛，紐筭交引，就解州兩池權塩院請塩，往南地興販」<sup>(1)</sup>

とある。『宋会要』食貨36權易景德2年12月監權貨務供備庫副使安守忠等の言によれば、權貨務に金銀錢帛を入納して交引を博買し、兩池で請塩することは、雍熙年間河北辺郡に入中する以前に行われており、その開始の時期は、宋太祖の開宝2年(969)或いはこれとそれ程遠くない時期にお

(1) 見『宋会要』食貨36權易真宗景德2年12月条。

くべきである。しかし『宋会要』『宋史』『通考』には、このことに関してとはともに確実な記録がない。ただ『宋史』181食貨志塩上に、

「天聖初，計置司議茶塩利害，因言兩池旧募商人售南塩者入錢京師權貨務，乾興元年歲入錢二十三萬緡，視天禧三年數損十四萬。<sup>(2)</sup>」

と言っているのみである。

天禧，乾興は，宋の真宗の年号で、『宋史』が言ったものは，真宗時の2年分の収入の増損を比較したもので，入納の開始の年度の事ではない。『宋史』が時期を言っているのは，ただ「旧」一字のみで，未だ確実な年を指したものはないが，安守忠が言及したものから考察すれば，上述の推定した時期は正に誤りがないわけである。

吾々は権貨務の入中請塩の年代及びその銷塩区域を明らかにした後に，更に進んで陝西沿辺の入中を討論する。

陝西沿辺を考察すると，もともとは羌族，戎族が雜居する西夏の地であり，烏白池があり，そこでもまた塩を産し，即ち所謂これが青白塩である。『宋史』277鄭文宝伝によれば「諸羌部落，樹芸殊少，但用池塩与辺民交易穀麥」とあり，陝西州軍においては多く青白塩が用いられていたことが分かる。『宋会要』食貨23太宗太平興国2年(977)2月18日の条の三司の言によれば「青白塩旧通商之处，即令仍旧」とあり，当時の青白塩は旧によって通商貿易を許している。

「会餽饒靈州為(李)繼遷所鈔，(鄭)文宝建議，以為銀夏之北，千里不毛，但以販青白塩為命爾，請禁之，許商人販安邑，解鼎兩池塩於陝西，以濟民食，官獲其利而戎益困，繼遷可不戰而屈，太宗從之，下詔自陝以西，有敢市戎人青白塩者皆坐死，募鄰里告許，差定其賞<sup>(3)</sup>」

とある。これによって，解塩は初めは陝西諸州に於て通商されていたこと

(2) 『宋史』181食貨志塩上此文亦見『玉海』181天聖詳定塩法条。

(3) 此據『宋史』277鄭文宝伝，『宋会要』食貨23淳化4年8月条亦云…『先是，戎人以青白塩博米麥充食，輒運副使鄭文宝建議以李繼遷聚徒為寇，平夏之北，千里不毛，徒以販青白塩糴粟麥以充食，願禁之，許商人販易解塩，官獲其利，而戎人以困，繼遷不戰而屈，太宗從之，下詔自陝以西，有敢私市戎人青白塩者皆坐死，募隣里告許，差定其賞。』

が分かる。当時通商法について記載されたところはないが、大抵は南塩と同じようで、錢帛を榷貨務に納入して取引を受領し、解州の榷塩院に赴いて請塩して陝西の諸州に行って貨売している。しかし「行之数月，犯法者甚衆，戎人乏食，寇掠辺郡，内属万余帳稍引帰繼遷，商人販解塩少利，多取他路出唐・鄧・襄・汝間邀善價，吏不能禁，関・隴民無塩以食，而境上騷擾<sup>(4)</sup>」とある。そこで淳化4年(993)8月に詔して、青白塩の禁を弛めてすべて旧によって貫徹することとし、これが陝西諸州において初めて解塩が通じた経過状況である。

宋の真宗の咸平3年(1000)6月に至って、青塩を禁止して解塩を鄜・延等21州軍に通放し、商人が糧草を入中して興販することを、及び南路の唐・鄧等州において貨売することを許した。当時の糧草の入中は、商人の便によって自由に茶塩取引を算射することを許しており、解塩を算する者は榷貨務から轉換され、取引を支給されて両池に赴いて請塩した<sup>(6)</sup>。ただ糧草を入中することが、物価の高騰を招くことは免れず、また重複加餉となり、目に見えず塩価を自然に値下げさせて課利を損失している。咸平6年(1003)12月に敕して戸部副使林特に計画させ、商人に旧によって榷貨務に錢帛を入れさせて取引を支与し、解塩を請領した後に唐・鄧等12州軍において貨売させることとした。また糧草を陝西に入納した者は、改めて見錢を入れさせ、塩を取引する法は昔と同じであることを命じた。景德元年(1004)10月に、更にその制を改めて、商人が各州軍に見錢錠銀を入納すれば、糧草を実価として各州軍より直接に取引を発給出来ることと、商人が解州榷塩院へ行って請塩出来ることを許し、もはや榷貨務を経由して轉換しないこととした。これによって榷貨務の収入は全く無くなり、京師では見錢が欠乏した。景德2年(1005)12月に榷貨務供備庫副使の安守忠等

(4) 此據『宋会要』食貨23淳化4年8月条。

(5) 按同前条詔言…『陝西諸州，先禁戎人販青白塩，許商人通行解塩以濟民食，詔令既下，而犯法者衆，宜除之，悉仍旧貫。』並參考『宋史』277鄭文宝伝。

(6) 此據『宋会要』食貨36權易景德2年12月監榷貨務供備庫副使安守忠等言。



はこの現状をみて、旧制に回復させることを請った。その結果、南塩は販売地限を画分して、商人で請塩を欲し唐・鄧等12州軍へ行行って貨売する者は、在京榷貨務に金・銀・見錢・綾・絹・紬布等を入中し、請塩を欲し鄜・延・環・慶・丹・坊・乾・邠・涇・原・渭・儀・秦・隴・階・成・寧・鳳州・鳳翔・保安・鎮戎・永興軍・同・華・耀州等25州軍へ行行って貨売する者は、商人が陝西の州軍に見錢糧草を入中し、彼ら商人に対して直ちに取引を發行して兩池に行かせて請塩を許すことを規定した<sup>(7)</sup>。しかし糧草の需要が極めて多く、しかも青塩が入塞すれば解塩は行わない<sup>(8)</sup>。実錢を改用しなければならず、天禧2年(1018)11月に三司は、陝西の州軍の入中芻糧は、河北の例によって斗束ごとに値を増して、実錢を計って給抄して入京、見錢でこれを買うことを請うた<sup>(9)</sup>。しかし、在京榷貨務で実錢を支還することは応付し難い。乾興元年(1022)12月に兵部員外部范雍は、陝西沿辺の環・慶・鄜・延・渭州・鎮戎軍等処に商人が糧草を入中することを許し、市場における現在の糶売の実価の例によって見錢体例として換算して取引を給与し、解州に行行って請塩した後に通商地分で貨売させることを請うた。もし商人で京師に行行って見錢を請領することを欲する者があれば、則ち元降の勅令によって、実錢100貫文ごとに京師に至って見錢5貫文を加えてから収買する。この5貫文を欲しない者は、即ち7貫の茶取引を支与する。又沿辺の涇・原・儀・渭・鄜・延・環・慶・秦州・保安・鎮戎軍において、毎年売るべき造酒の米もまたこの例によって入中する。ただし沿辺州軍でなければ、則ちこの例の内には置かない<sup>(10)</sup>。天聖元年(1023)に重ねて支還の則例を改定したことについては、次に詳しく説明する。

宋初の南塩・西塩の入中精度については、さきに已に述べた。解塩の販売地分を考証すると、やはり禁榷の区があり、東塩と称されるものは官榷官買である。東塩地分は三京・陳・穎・許・汝・孟・鄭・滑・宿・亳・曹

(7) 見同前条。

(8) 『宋会要』食貨23景德3年8月19日陳堯叟言有「解州兩池塩下復行矣」之言。

(9) 見『宋会要』食貨36權易天禧2年11月三司言。

(10) 見同前乾興元年12月条三司言。

・単・兗・鄆・濟・濮・澶・懷・汾・河・陝・晋・絳・慈・隰・虢・解州・広濟・慶成軍の31カ所である。天聖8年10月16日に翰林学士盛度等は通商を許されんことを請い、商人が在京権貨務に金銀見錢を入納し、解塩を算請して出売することを許したが、ただ各々の地分によって互いに侵越しないこととした<sup>(11)</sup>。この種の通商制度は、まさに南塩と同じである。後には通商制度における収入が年々ますます減耗したので、康定元年(1040)に詔して、京師・南京・及び京東州軍・淮南・宿・亳州はみな通商制度をやめて以前のように禁権としたが、やがてすぐにまた京師権法を弛め、慶曆の初めには(1041)更に淮南塩を通商として京東等8州軍に給することを提議した<sup>(12)</sup>。

(11) 参考『宋会要』食貨23塩法天聖8年10月16日条、天聖9年4月5日条盛度等言。煇案・李焘『統資治通鑑長編』109天聖8年10月条載其事較『宋会要』為詳、特錄於此、以備參考、其文言・

『三京二十八州軍官自輦塩、百姓困於運輸、頗受其弊、有上書言鼎権塩、得利微而以害博、兩池積塩如阜、其上生木合抱、數莫可較、請通商平估以售、少寬百姓之力、乃詔盛度、王隨議更其制度、隨與權三司使胡則画通商五利上之、曰・「方禁商時、伐木造船、以給輦運、而兵力罷勞、不堪其命、今無復其弊、一利也、始以陸運既差貼頭、又役車戶、貧入懼役、連歲遁逃、今悉罷之、二利也、又船運河流、有沉溺之患、綱吏侵盜、雜以泥沙、硝石、其味苦惡、疾生重腿、今皆得食真塩、三利也、國之錢幣、謂之貨泉、蓋欲使之通流、而富室大家、多藏鏹不出、故民用益蹙今得商人六十餘萬、頗助經費、四利也、裁減塩官兵卒賚夫傭作之給五利也。」丙申、詔曰・池塩之利、民食所資、申命近臣、詳立寬制、特弛煩禁、以惠黎元、其罷三京二十八州軍権法、聽商買入錢若金銀京師権貨務、受塩兩池。(案・『長編』在比以上之文、亦見『宋史』181食貨志塩上、僅有數字不同。)

或言上書者王景也、景嘗言池塩之利、唐代以來、幾半天下之賦、太宗之時、法令嚴峻、民不敢私煮煉、官塩大售、真宗務緩刑罰、寬聚斂、私塩益多。官塩日虧。景時為選人、始建通商之策、大臣咸言其不便、太后力欲行之、謂大臣曰・「聞外間多苦惡塩、信否？」對曰、『惟御膳及宮中塩善爾。外間皆食土塩、太后曰、『御膳多土不可食、或議通商何如？』大臣皆以為如是則鼎官必多所耗、太后曰・「雖棄數千萬亦可、耗之何害？」大臣乃不敢復言、故命盛度等與三司詳定利害、卒行景策。詔下、蒲解之民、皆作感聖恩齋(原注「此據司馬光『記聞』)、自是雖商賈流行、而歲課之入官者耗矣(原注「此據『實錄』)。」

他如王称『東都事略』卷5仁宗紀、王成麟『玉海』181天聖詳定解塩法条亦載此事、惟俱甚略。

(12) 見『長編』123宝元2年6月条、並參考『宋会要』食貨23宝元2年6月14日条。

解塩の入中請塩に関して、その情況は大体上述のようであった。すなわち入中請塩の方式について、全体的に言えば、これもまた三種類があった。…(一)金銀銭帛を在京権貨務に入中し、取引を持して解州に赴いて請塩してから後に指定された地区において貨売する。(二)糧草を州軍に入中し、取引を持して権貨務に赴き、再び権貨務より解塩取引を翻換してから後に解州に赴いて請塩する(ただし解塩は、ただ翻換算請の一つの物でしかない。茶についてのあらまはしは、ここでは省略する)。(三)糧草を州軍に入中し、直ちに取引が発給されて解州に赴いて請塩する。

(2)陝西州軍の入中の優潤則例及び顆塩を換算する方法 商人は、初めに権貨務において錢銀を入中して解塩を算請する時には、毎斤の価格は若干、毎席若干、当然規定はあるが、ただこの種の規定は如何に、詳考することが出来なく、その算請の価格が一律であることは、即ち推して知るべしである。しかし、州軍の入中においては則ち違う。州軍には遠近があり、道路には難易があり、近くてしかも易いところには人はみな樂して行きたくなり、遠くてしかも難しいところには人はみな恐れて避ける。これに基づいて、優潤を加饒しなければならなく、このことによって商人を招誘することが出来る。塩を以ってともに償うといっても、その価格は入中の道路の遠近、難易によって低昂があり、結局は芻粟の価格が高くなることは免れない。宋の真宗咸平年間の陝西沿辺において、芻粟を入中して茶塩に交換することを考証すれば、即ちこの種の情況があった。『宋史』277李仕衡伝の中で記載した度支使梁鼎の言に、「商人入粟於辺，率高其直而售以解塩，商利益博，国用日耗。」<sup>(13)</sup>とある。ただ当時の入粟の価格は、高いものでどのくらいの程度であったのか、塩と粟の比価はどのようであったのか、未だ明言していない。しかし『宋会要』食貨23塩法，食貨39市糶糧草、『統資治通鑑長編』54を根拠として、真宗咸平6年正月12日の条に言われた鎮戎軍の入粟価格によって、全体の中での一点を見ることが出来る。

『宋会要』食貨39市糶糧草，咸平6年正月(『宋会要』食貨23には「十

(13) 按此数語止見『宋史』277李仕衡伝，303梁鼎伝不載。

二日」という三文字が多い。『長編』54には「壬寅」と成る)の条に度支使右諫議大夫梁鼎の言に

「陝西沿辺所折中糧草，率皆高抬價例，倍給公錢。止如鎮戎軍(『長編』無「止」字)米一斛(食貨23「米」上有「粟」字)計虛實錢七百十四。而茶一斤止易一斛五升五合五勺(『長編』作「而茶一大斤」，「易」下又有「米」字。而食貨23「易」下有「粟米」二字)。顆塩十八斤十一兩，止易一斛，(『長編』「易」下有「米」字，食貨23無「止易一斛」句)。

粟米一斛，計虛實錢四百九十七，(『長編』「斛」作「升」)，而茶一斤止易一斛五升一合七勺。(『長編』作「而茶一大斤止易粟一斛五升一合七勺」。顆塩十三斤二兩止易一斛(食貨23，『長編』54俱作「止易粟一斛」)。

草一束計虛實錢四百八十五(『長編』「束」作「罌」)而茶一斤止易一束五分(『長編』作「茶一大斤」，「一束」作「一罌」，脱「五分」二字，食貨23「易」下有「草」字)。顆塩十二斤十一兩止易一束(食貨23「易」下有「草」字，『長編』此句全脱)」

これによって、茶は除去して計算外に置き、当時の鎮戎軍の入中糧草の価格を考えると次のようになる。

米は毎斗虚実銭714文で、顆塩18斤1兩と交換できる。

粟は毎斗虚実銭497文で、顆塩13斤2兩と交換できる。

草は毎束虚実銭485文で、顆塩12斤11兩と交換できる。

当時米粟の価格は、蕃漢界で同じではなく、同じ米粟であっても、漢界にあっては間違いなく蕃界に比較して価格は高い。『宋会要』39市糴糧草に、「鎮戎軍在蕃界。渭州在漢界，而渭州白米每斛價錢高於鎮戎二十…，環州在蕃界，慶州在漢界，而慶州白米每斛價錢高於環州六十，粟米每斛錢亦高三十<sup>(14)</sup>」と言っている。これによって、入中された糶糧が茶塩の価格を低下させ、国家の課利収入を欠損させていることが分かる。景德元年(1004)10月に、上記の原因によって商人が州軍に見錢を入中させることを命じた。『宋会要』食貨36榷易景德元年10月敕定陝西州軍入中錢文則例を根拠として表を作成すれば、第1表のようになる。

天禧年間の陝西州軍の入中糶糧は、価格を増して実錢を計算し、入京し

(14) 亦見『宋会要』食貨23，『統資治通鑑長編』54咸平6年正月条。

第1表

入中所在	府	州	軍	入中見錢 每斤塩価	每席塩価	備考
沿 辺		環慶 延渭原	鎮戎 保安	12文	2640文	每席率重二百二十斤。
次遠		儀鄜		14文	3080文	
又次遠		邠寧隰		16文	3520文	
近 裏	鳳翔	秦坊丹乾 蒲鳳階成		18文	3960文	
又近裏	河中永興陝	同華耀虢解		20文	4400文	按上每斤原作二六文、与每席総数不合今改作二〇文。

てから支還することは上文ですでに述べた。その則例はどうであったか。

『宋会要』には記載するところがない。乾興3年に范雍が請うところの陝西沿辺州軍において行われている入中糧草支還の則例は、上文でまたおおよそ述べた。即ち入中してから以後は、請塩を願う者は解州に行って請塩することを許し、請塩を願わない者もまた100貫毎に5貫を加饒する例に

よって入京してから見錢を支還され、また茶交引の支与を受けることも出来る。

翌年(即ち天聖元年)5月に更に新规定に従い、『宋会要』食貨36権易25天聖元年5月敕によれば、

「定奪所奏…陝西沿辺州軍、許客津般糧草、赴倉場入納、乃以逐月逐旬每斗束確の見売価錢紐計、貫百等第加饒、給付交引、到京一文支還一文見錢、如情願便換外州軍見錢、或筭請茶貨香藥象牙顆末塩白礬交引、亦取客穩便。於在京權貨務、依入納見錢筭買加饒則例、翻換交引文字、往指射去処請」

とある。

これは則ち解州に行つて顆塩を請領することは、また在京權貨務において交引を換取して、然る後に解州に行つて請領することと同じである。また同年8月の勅によれば、

「陝西沿辺州軍道路窄狹峻惡、即不同河北州軍水路地平易為般輦、令別定逐処入便糧草添饒錢數則例、令本路轉運司依此則例招誘客旅津般夏秋色并隔新糧草赴倉場入納…

環州一処每十千支十二千六百。

慶州一処每十千支十二千二百。

延・渭州・保安・鎮戎軍四処每十千支十二千。

邠・原・儀州三処每十千支十一千五百。

涇・邠州二処、每十千支十一千」

とある。

当時、權貨務における顆塩交引の換請は、当然またこの加饒則例によつて顆塩交引を轉換すべきであり、これを見れば当時糧草を入中して塩貨を換請するのに二種の方法があるようである。一つは則ち糧草を入納された州軍が顆塩交引を発給し、直接解州へ行つて請塩する。一つは則ち入納の後に見錢交引を領取して入京し、見錢を取得すれば則ち加饒則例によつて支還し、見錢を取得しなければ顆塩或いはその他の交引に轉換する、の二種である。沿辺において入中し顆塩を算請する価格に至つては、これもいつでも改変され、未だ嘗つて固定された唯一の価格はない。『宋会要』食貨36天聖4年10月三司の言によれば、

「準勅定奪陝府西軫運使王博文等奏…沿辺州軍客旅、入納見錢、請領解塩、每席元納二貫六百四十文足、則貼納錢一貫文足。自後雖量減錢數、今体量得客旅亦為錢數高重、盤算不著、少有入納糧草、況解州兩池塩、若不破官錢（疑此処有脱文）、欲乞下陝西軫運司相度沿辺州軍、以近及遠、各於地上定奪、每席量減錢數。許客入納糧草、請領解塩、所貴辺上存得博糴入中錢帛、別作支用、又遂州並在辺遠、客旅為価高少有入納糧草、數内環州・保安・鎮戎軍三処、並是極辺。其鎮戎軍比環州・保安軍、道路稍得平穩。是以乞將環州・保安軍道路峻惡処量減価、若依今來減定逐年塩価、必甚有客入中。三司相度、欲依所奏施行、其入中南塩、即不得一例減落価錢、從之。」

とある。

前表の景德元年10月「勅定陝西州軍入中錢文則例」によれば、沿辺州軍で商人が見錢を入納して解塩を請領する時には每席納錢2貫640文で、天聖4年に三司が言った数と符合しているが、ただ貼納錢1貫文の規定はない。每席貼納錢1貫文で3貫640文となり、大体以後加えることとなった。しかし塩価が高すぎて入納算請者が少なく、以後もまたしばしばその数を減じ、天聖4年10月に至って更に改めて減定し、第2表のようにした。（據同前条附文列出）

天聖7年（1029）に至って、陝西沿辺州軍における見錢の入中に対する支還則例に、また変更があった。『宋会要』食貨36權易22天聖7年12月三司の言によれば、その方法は天聖の初めと一致するものであるが、ただ加饒の數に違いがある。その文には、

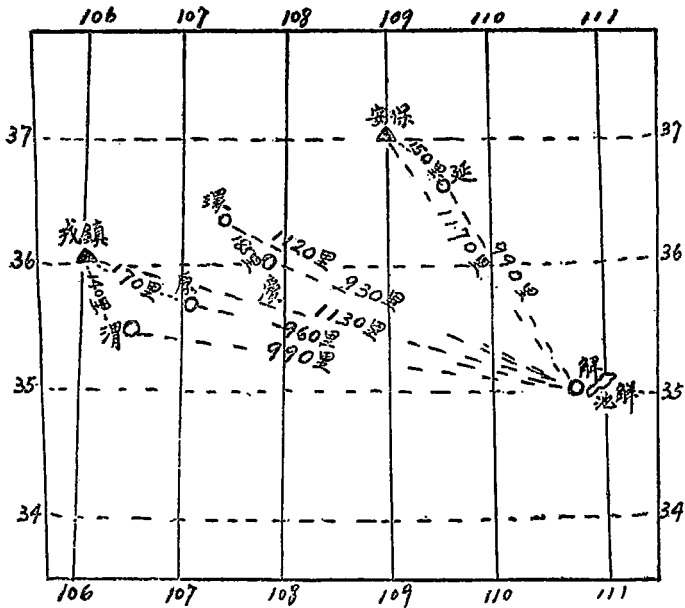
「陝西沿辺凡十一州軍、入納見錢依等加饒則例支還、更不剋納頭底潤官錢、到京於權貨務一文支還一文見錢…  
環州一処每十千加支一千。  
慶州・延州・渭州・保安軍・鎮戎軍五処每十千加支七百。  
鄜州・原州・儀州三処十千加支五百。  
涇州・邠州二処每十千加支三百。」

沿辺において見錢を入中することについては以上のようなのであるが、糧草を入中することについては、即ち見錢の例によって換算する。加饒の数は、これを天聖元年8月の勅に比較すれば少ない。加饒の数は、当時の環境がどのようなものであるかによって定められ、急需時には則ちこれを増益し、そう

第2表

州	軍	每席先已減錢數	天聖4年再核減錢數	每席減定實數	備 考
環		200文	100文	3340文	錢數為足陌非省陌
	鎮戎	140文	160文	3340文	
	保安		440文	3200文	
慶			240文	3400文	
渭			240文	3400文	
原			240文	3400文	
延			240文	3400文	

陝西沿边州軍与解州距離圖



此圖據宋會要食貨36天聖4年10月條下附文製，但其里數似与現在距離不合。



でない時にはこれを減少して、一定の数は無い。

#### 四 東南塩の通商と折博

雍熙以後は、塞下において入中すれば塩で折博する。前文で引用した『通考』15征權考2の「令江・淮・荆湖給以顆末塩」という語を見れば、則ち末塩もまた用いて博易していたことが分かる。所謂末塩は、即ち江淮の塩を指して言う。そこで、江淮末塩の折博を明解にすることを欲すれば、まず末塩の通商について分からなくてはならない。

江淮の塩を考証すれば、宋の太宗の雍熙元年(984)に有司の請いによって、塩禁を開放して通商を許可し、著作郎直史館孟知化、殿中丞雷有終に命じてその事を規度させた。翌年、諸州の多くの人が便利ではないと言うので、また旧制に回復した。<sup>(15)</sup>ただ当時の塩禁は全禁ではないようで、一部分はなお通商が許され、従って沿辺に入中すれば、取引を持して京師榷貨務に至って、やはり末塩で以って折博することが出来た。至道2年(996)11月に至って、西京作坊使楊允恭の請いで以って初めて通商を全禁した。<sup>(16)</sup>これより入中者は悉く茶で以って償われ、塩は官売にして再び通

(15) 『宋会要』食貨23塩法雍熙2年6月詔曰『去年有司上請通行江浙塩商、蓋欲均利於民而絶其犯禁者、然變法易制、自古所難、故其行之歲時、以觀其利害、如聞罷榷之後、重擾於民庶、便於時、宜仍旧貫、自今宜依太平興國九年七月以前禁法從事。先是三司建議請放行江浙塩、令著作郎直史館孟知化殿中丞雷有終規度其事、而諸州多言其非便、復遣塩鉄判官張鴻漸詳定而復旧制焉。』塩案・『宋朝事衷』卷2紀元太平興國9年11月21日南郊改雍熙元年、故太平興國9年亦即雍熙元年。

又畢沅『統通鑑』12雍熙元年5月丁丑「塩鉄使王明清開江南塩禁計歲売塩五十三万五千余貫、其二十八万七千余貫、給塩与民、隨稅収其錢二十四万余貫、聽商人販易取其筭從之」。是江淮之塩於此時曾一度通商可知。

(16) 『宋会要』食貨23塩法至道2年11月西京作坊使楊允恭言、「淮南十八州其九禁塩、余不禁、商人由海上販塩、官倍数而取之、至禁塩地則上下其價、民利商塩之賤、故販者益衆、至有持兵往來為盜者、且行法宜一、今請悉禁、官遣吏主之、詔知制誥張乘与塩鉄使陳恕等會議、恕等言其不可、允恭再三為請、乃詔從之、是歲収利巨万」云云。

案『宋史』309楊允恭伝言・「淮南十八州軍、其九禁塩地、則上下其直、民利  
(次頁へつづく)

商とはしなかった。<sup>(17)</sup>

これは則ち、宋初江・淮の塩は曾って一度通商とされ、京師榷貨務において入中算請でき、河北沿辺州軍において見銭或いは芻粟を入中した者に対しても、また榷貨務より取引を転発して江・淮へ赴かせて塩を請えば貨売し、その制は正に解州の顆塩と同じであった。当時の折博はどうであったか、塩価の計算はどうしたのか、これらについては詳考出来ない。

江・淮が禁塩して以後は、官般官売であり、またある人は通商が為されたと認めている。『宋史』277何蒙伝によれば、真宗の即位の後、何蒙は淮南塩禁を開くことを請ったが、卞兗・楊允恭などの反対にあって遂に行われなかった。咸平4年(1001)直史館孫冕はまた「乞於江・淮・荊湖通商売塩，許商人於边上入糧草或京中納錢帛，一年之内，國家領得江・淮・荊湖三路売塩課額，而又公私之利有十倍焉，為陳恕等沮之，遂寢。」<sup>(18)</sup>とある。天禧の初め(1017)に至って、初めて緡錢粟帛を京師及び淮南・江・浙・荊湖州軍に入中して塩を換えることを募集した。乾興元年(1022)には錢貨の京師に入中されたものは、総じて緡錢114万と為った。たまたま通泰で煮塩が毎年欠損して、所在の蓄積が殆ど無くなったので、従って粟帛を入中させることをやめ、次第に錢を入れさせることを命じた。<sup>(19)</sup>宋の仁宗の明道2年(1033)に至って、参和政事王隨が提議して「權聽通商三五年，使商人入錢京師，又置折博務於揚州，使輸錢及粟帛，計直予塩，一石約售錢二千」<sup>(20)</sup>と請うた。しかも「贍國濟民，無出於此，時范仲淹安撫江・淮，商塩之賤，故販者益衆，至其持兵器往來為盜者，允恭以為行法宜一，即奏請悉禁，而官遣吏主之，事下三司，三司言其不可，允恭再三為請，始從之。是歲收利巨万，允恭与王子泰義同主茶塩之任，多作条制，遂變新法」。与『宋会要』大致相同。

(17) 『宋史』183食貨志茶上至道2年「從允恭等請，禁淮南十二州軍塩，官鬻之，商人先入金帛京師及揚州折博務者悉償以茶，自是鬻塩得實錢」云云。

(18) 此據宋開之『滙水燕談錄』卷1。

煊案・關於孫冕請放江淮荊湖通商事，『宋会要』食貨23咸平4年11月条，『統資治通鑑長編』50咸平4年11月己卯条，『文獻通考』15征榷考2，『宋史』182食貨志塩中俱有記載。

(19) 見『長編』113仁宗明道2年条，亦見『宋史』182食貨志塩中。

(20) 此據『長編』113明道2年条，亦見『宋史』182食貨志塩中。

亦以疏通塩利為言<sup>(21)</sup>、即詔翰林侍讀學士宋綬、樞密直學士張若谷、知制誥丁度與三司使江・淮制置使同議可否、皆以謂聽通商、則私販肆行、侵蠹俚官、請勅制置司監造運至諸路、使皆有二三年之蓄、復天禧元年制、聽商人入錢粟京師及淮・浙・江南・荊湖州軍易塩。在通・泰・楚・海・真・揚・漣水・高郵貿易者毋得出城、余州聽詣鎮、毋至鄉村、其錢入京師增塩予之<sup>(22)</sup>。」と言っている。詔はみな施行され、そうなれば当時の官商はみな売り、各々分域があった。景祐2年(1035)、諸路の博易は利益がないので遂にやめられたが、しかし京師に錢を入れることは前と同じで行われた<sup>(23)</sup>。

「宝元・康定中夏戎阻命、西師在野、既聚軍馬、即須入中糧草、在京支還交抄、銀錢物帛、一歲約支一千万貫以上、三司無以計置<sup>(24)</sup>。」とある。康定元年(1040)、ここにおいて詔して商人が芻粟を陝西及び沿辺に入中し、東南塩を受けるを希望する者は、数を加えてこれに与えるようにした<sup>(25)</sup>。これは則ち、当時の東南塩はまた陝西沿辺州軍の入中の支還に対処して、緡錢に代替して用いられたということである。その当時、河北の入中は三説法が用いられ<sup>(26)</sup>、これもまた東南塩を以って、京師で給すべき緡錢に代えられており、数が足りればすぐに止められた<sup>(26)</sup>。「慶曆二年(1042)三司又請

(20) 此據『長編』113明道2年条、亦見『宋史』182食貨志塩中。

(21) 煇案・范仲淹『范文正公集』政府奏議上下未見有此奏。

(22) 見『長編』113明道2年条及『宋史』182食貨志塩中、惟『宋史』食貨志之文略簡。

(23) 見『宋史』182食貨志塩中。

(24) 見張方平『樂全集』24論国計亦見呂祖謙『宋文鑑』47。

(25) 見『通考』16征榷考3、亦見『長編』168皇祐2年正月壬子条及『宋史』182食貨志塩中。

(26) 所謂三説法、解釈殊不一致、據『玉海』卷181天聖茶法景祐茶法条「至道元年塩鉄使陳恕為三説法(原注・自西北宿兵、募商人入芻粟、度遠近增其虛估、給券以茶償之、又益以東南緡錢、香葉象齒、謂之三説)」。又「景德二年、許人入中錢、帛、金銀謂之三説」。前一説亦見『長編』100天聖元年条、及『宋史』183食貨志茶上、後一説亦見沈括『夢溪筆談』11據此、則三説有兩種一種是支還商人入中之直之三説、一種是商人入中之三説、關於後一種、諸書無異議、惟前一種則有諸多不同解釈・

據『長編』170皇祐3年2月己亥条載薛向言「祖宗之法、塞下入粟、三司出茶(次頁へつづく)

如康定元年，乃詔入中陝西河東者持券至京師，償以錢及金帛各半之，不願受金帛者，予香藥茶塩，惟其所欲，而東南塩利特厚，商旅不受金帛，皆願得塩<sup>(28)</sup>。慶曆八年(1048)北行四說法<sup>(29)</sup>，塩居其一。」とある。慶曆8年には河北で四說法が行われ<sup>(29)</sup>，塩はその中の一つであるはずである。

これをみると，北宋においては江・淮塩が主要であり，官般官売であると言っても，ある時にはまた通商を許し，商人が河北・河東・陝西沿辺州軍に入中折博することを許し，また京師権貨務に錢粟を入中して算請することを許している。およそこの種は，みな入中してから交引を取得して，指定された州軍に赴いて請塩貨売し，ともに交引塩制と為している。ただ東南末塩の折博は，斤価はどのように計算するのか？その則例はどうであったのか？十分な資料が無いので，詳考することは出来ない。

### 五 川塩・河東塩・閩広塩の折博

上述のように，解塩，東南塩が陝西・河北・河東三路の入中折博に対処

塩香藥象牙雜物償其直，号三稅(稅与說同)法」。而沈括『夢溪筆談』11則云「世伝算茶有三說法，最便，三說者，皆謂見錢為一說，犀牙香藥為一說，茶為一說，深不然也。此乃三分法，其詔緣刃入中糧草，其価折為三分，一分支見錢，一分折象齒雜貨，一分折茶，爾後又有並折塩為四分法，更改不一，皆非三說也。予在三司，求得三說旧案，三說者乃是三事，博糴為一說，便糴為一說，直便為一說，其詔博糴者，極刃糧草，歲入必欲足常額，每歲自三司拋數下庫務，先封椿見錢，緊便錢，緊茶鈔，然後召商入中，便糴者，次刃糧草，商人先入中糧草，乃詣京師算請慢便錢，慢茶鈔，及雜貨…，直便者商人取便於緣刃入納見錢，於京師請領」云云。

則關於前一種三說之解釈，有三種不同。(一)茶東南糴錢，香藥象齒三種物謂之三說，(二)以茶塩香藥象牙雜物償商人入中之直為三說，(三)博糴・便糴・直便為三說。在三種解釈中，(一)說最普通，(二)說語意含糊，(三)說最奇特，但沈括言之鑿鑿。然依沈括之言，四說法無從解釈，似仍以(一)說為是。

(27) 見『長編』168皇祐2年正月壬子条及『宋史』182食貨志塩中。

(28) 見同前。

(29) 韓琦『韓魏公集』13家伝云「河北自慶曆八年，沿辺始廢見錢入中，而以茶・塩・香藥・見錢作四稅。」又宋范鎮『東齋記事』卷1亦云「慶曆八年後，以茶・塩・香藥・見錢為四稅沿辺用之」。

されていたということを除いて、その他の産区の塩もまた折博支遣に対処していた事実があるが、ただ比較する上で重要ではないだけである。既に事実が存在している以上は、勿論述べなければならず、以って宋初において折博に用いられた概況を明解にするために、ここに分別して次のように述べる。

(1)川塩 『宋史』183食貨史塩下によれば、「川峽諸州、自李順叛後、(煇案・李順以太宗淳化五年正月叛)増屯兵、乃募人入粟以塩償之」とある。真宗景德2年に至って、権三司使丁謂の請いによって、また詔して諸州の軍糧が2年分の量があれば、近溪洞州の軍糧が3年分の量があれば、商人が粟を輸して塩に換えることは出来ず、商人が綿帛を入中することは良いと命じた。<sup>(30)</sup>川塩もまた入中してから交引で以って折博することがあると分かったが、ただこれを解塩、淮浙塩と比べると重要ではないだけである。

(2)河東塩 『宋史』183食貨志塩下の河東永利監の塩について言われたのによれば、「自咸平以来、聽商人輦塩過河西・麟・府州・濁輪砦貿易、官為下其価予之」とある。当時の商人の販塩に交引制が用いられていたかどうか、明言されていない。仁宗皇祐年間に議者が、商人を募集して芻粟を麟・府州・火山軍に入れ、券を与えて塩で償わしめることを請うた。大体宋の仁宗慶曆の以前にあっては、河東永利東西監塩は、多くは交引塩制を行い、商人が麟・府・豊・代・嵐・憲・忻・岢嵐・寧化・保徳・火山等州軍において入中して、本州軍より券を給して東南監において請塩貨売されていた。<sup>(31)</sup>

(3)閩広塩 『文献通考』15征權考2に陳止齋の語が引用されて、福建・

(30) 『宋会要』食貨36權易景德2年5月21日権三司使丁謂言、「往者川峽諸屯兵調發資糧、頗為煩擾、而積塩甚多、因募商人輸粟平直価、償之以塩、今儲廩漸充、請以塩易綿帛、詔諸州軍糧及二年、近溪洞州及三年者從其請」。按此条亦見『宋史』183食貨志塩下。

(31) 『宋史』183食貨志塩下元豊元年三司戸部副使陳安石言、永利東西監塩、請如慶曆前商人輸錢於麟・府・豊・代・嵐・憲・忻・岢嵐・寧化・保徳・火山等州軍、本州軍給券於東西監請塩、以除加饒折糶之弊」云云。可知在慶曆以前、河東塩亦仿陝西解塩入中例許商人入中折博。

広東塩の算請は景祐2年から始まったと言われている。閩広塩の入納算請に関しては、鈔法を改める以前の実事であるが、『宋会要』及びその他の書物の中では、未だ記載を見つけることが出来ない。南宋の韓元吉の『南澗甲乙稿』を考証すれば、福建鈔塩銭の事に言及したところがあって、景祐元年にわずか10万貫しかないと言っている<sup>(32)</sup>。これは正に商人の算請のことを指すわけである。ただこの言の景祐元年と陳止齋が言った景祐2年とは符合していないが、文献不足のために詳考することは出来ない。

---

(32) 見宋韓元吉『南澗甲乙稿』卷10上周侍御劄子。